

平成 24 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
総 務 部 長	森 鉄 也	市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良
産 業 建 設 部 長	佐 藤 正	教 育 次 長	武 藤 一 男
ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文	消 防 長	柳 橋 稔
会 計 管 理 者	須 藤 金 悦	総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆
企 画 情 報 課 長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 正 春
防 災 課 長	須 田 一 治	市 民 課 長	佐 藤 克 之
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 庭 信 幸	学 校 教 育 課 長	高 野 浩
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	森 孝 良	消 防 本 部 消 防 次 長	伊 東 善 輝

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成24年12月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第98号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第2 議案第99号 にかほ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第100号 にかほ市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第101号 にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第102号 にかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第103号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第104号 にかほ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第105号 にかほ市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 第9 議案第106号 にかほ市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について
- 第10 議案第107号 にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第108号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第109号 にかほ市市営住宅の整備基準を定める条例制定について
- 第13 議案第110号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第111号 にかほ市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 第15 議案第112号 にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について
- 第16 議案第113号 あらたに生じた土地の確認について
- 第17 議案第114号 字の区域の変更について
- 第18 議案第115号 損害賠償の額を定めることについて
- 第19 議案第116号 にかほ市が保育を実施する児童に秋田市立保育所を使用させることに関する協議について
- 第20 議案第117号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第21 議案第118号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第22 議案第119号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第120号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 陳情第8号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情
- 第25 陳情第9号 消費税増税に関する意見書の提出について

- 第26 陳情第 10号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
第27 陳情第 11号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書
第28 陳情第 12号 「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書
第29 陳情第 13号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書
第30 陳情第 14号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書
第31 陳情第 15号 最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情
第32 議提第 10号 地域経済活性化と雇用対策強化の為の地方財政の充実を求める意見書
第33 議提第 11号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
第34 議提第 12号 にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
第35 議提第 13号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書
第36 議提第 14号 消費税増税の中止を求める意見書
第37 議提第 15号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書
第38 議提第 16号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書
第39 議提第 17号 「教育費無償化」の前進をもとめる意見書
第40 議提第 18号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書
第41 議提第 19号 最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める意見書
第42 議提第 20号 雇用対策調査特別委員会設置に関する決議
第43 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから、一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時01分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	金 子 勇一郎	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
総 務 部 長	森 鉄 也	市民福祉部長	細 矢 宗 良
産業建設部長	佐 藤 正	教育次長	武 藤 一 男
ガス水道局長	佐 藤 俊 文	消 防 長	柳 橋 稔
会計管理者	須 藤 金 悦	総務部総務課長	齋 藤 隆
企画情報課長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 正 春
防 災 課 長	須 田 一 治	市 民 課 長	佐 藤 克 之
生活環境課長	小 松 幸 一	子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝子
農林水産課長	伊 東 秀 一	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
農業委員会事務局長	相 庭 信 幸	学 校 教 育 課 長	高 野 浩
ガス水道局管理課長	森 孝 良	消 防 本 部 消 防 次 長	伊 東 善 輝

.....

午前 10 時 2 分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ただいま出席している委員は 18 名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15 番加藤照美総務小委員長。

【総務小委員長（15 番加藤照美君）登壇】

●総務小委員長（加藤照美君） おはようございます。去る 12 月 13 日、当総務小委員会に付託されました議案第 98 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）は、全員の賛成により、承認されております。

次に、議案第 117 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項については、全員の賛成で可決しております。

審査の内容について報告いたします。

議案第 98 号につきましては、このたびの国の衆議院選挙が公示されたことによる内容となっております。

委員会では、通信運搬費の使途や備品購入費の内容、強風により倒れたポスター掲示板の修理費用などの質疑がありました。

通信運搬費については、入場券や選挙広報等の郵便料であり、備品購入費につきましては、期日前投票所で使用した石油ストーブ、投票用紙を数える計数器、椅子、プリンターなどであると答弁をいただいております。

強風により倒れたポスター掲示板の修理費用につきましては、委託業者に修理を依頼し、費用については委託契約の範囲内で賄えることができたとの答弁をいただいております。

次に、議案第 117 号の中の総務課関係では、コミュニティーバス時刻表製作委託料について、院内線と大竹線のバス時刻表の改正は、公共交通会議等を通した上での改正なのか、また、バス利用者の中には途中乗車・途中下車ができることを分からない利用者がいますので、もっと PR すべきでないかとの質疑が出ております。

時刻表改正の件については、11 月開催の公共交通会議において承認を得ており、途中乗下車については周知しているものの余り伝わっておらず、現在も検討課題となっているようであります。

利用状況につきましては、利用者が固定化してきており、利用者数の大幅な増は望めない現状であるとの答弁をいただいております。

次に、西目高校サッカーと由利高校バレーボール全国大会激励金について、由利本荘市では人数に対し 1 人当たり 2 万円であり、にかほ市においては明確な基準がないとのことでしたが、今回は

由利本荘市の3分の1を支給するとの説明がありましたが、これが今後の支給基準となるのかの質疑があり、現在も要綱等で定めた正式な基準はありませんが、今回は由利本荘市の人口を基準とした人口割で激励金を算出しているとのことでありました。今回、全国大会へ出場するにかほ市出身の登録見込み選手は、西目高校4人、由利高校5人であるとの答弁をいただいております。

企画情報課関係では、ふるさと納税制度が開始されてから現在までの実績と使用用途についての質疑に対しては、この制度が開始されたのは平成20年からであり、今年度11月末現在で432件で総額1,908万1,231円となっており、使用に関しては寄附者の希望に沿った事業に充てているとのことでした。特に豊かな自然環境保全や美しい景観の保全事業への希望が多いとの答弁をいただいております。

次に、無線システム普及支援事業費等補助金について、まだまだ難視地域が把握しきれていないようだが、今後、国や市の支援制度はいつまで継続されるのか、また、難視地域が新たに発生した場合の対応についての質疑については、支援制度は平成28年度まで継続され、新たに発生した場合は、この事業は国が進めた事業ですので国が対応するものと考えているとの答弁をいただいております。

財政課関係では、仁賀保公民館石綿除去事業の件で充当率が95%という説明でしたが、地方交付税の財政需要額に算入される額が95%ということで別に分けて追加の起債としたのか、また、今後、アスベストの可能性のある施設はなかったのか、公施設の調査結果の一覧表はあるのかの問いには、充当率は工事費に対するものであり、この起債に対する交付税措置については特別交付税で40%算入されることになっているとのことでした。アスベストの可能性のある施設については、以前の調査では、あくまでも目視と設計業者、施工業者に確認する方法で調査し、アスベストを使っている施設はその2件しかないということでしたが、現状では建石団地の昭和54年棟に石綿が使われているようで、現在そこには入居させていないということでありました。そしてまた、調査結果の一覧表は、ないということでもあります。

消防本部関係では、平成25年度新採用の職員の被服1人40万円の5人分で200万円に対しての質疑がありました。これについては、冬の制服、夏の制服、活動服、救助服、防火衣に分かれており、一番高いもので防火衣の上下で12万1,200円との説明がありました。そしてまた、来年度からは次の年に採用する職員の部分を当初予算から要求していくということですが、再来年度の採用枠を何人にするのかを今の時点で決めておかないと予算要求できないわけですが、その方向性についての問いに対しては、これまでの新採用については採用年度の当初予算で行うという形をとっておりましたが不都合が生じておりましたので、新年度の採用の被服については前年度に予算化するという形にもっていきたいということでありました。2年後の採用予定も含めて話をしており、そのような形で進めたいとの答弁をいただいております。

審査においては、被服の一覧表を配付していただき、審査をしております。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤修市君） それでは、改めて、おはようございます。

平成24年12月13日付託の案件につきまして、審査が終了いたしましたので報告をします。

議案第117号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、市民福祉部、教育委員会に関する事項でございます。全員の賛成で可決に至っております。

審査の主な内容を報告いたします。

初めに、教育委員会関係、議案書の26ページ、1款2項2目教育振興費、消耗品費の中に3万6,000円というのがありますが、これは新聞を活用した学習が必要だということで、小・中学校各1校を選定していますが、1校でよいのかという質問がありました。学校図書館の冊数も少ない2校を選出したと。来年度からは全校を対象にした予算措置を考えているという答弁がございました。

それから、10款3項1目学校管理費の光熱水費342万5,000円の補正額が非常に大きいと、これは教育現場での節電についてどのようになっているかという質問に対して、都市ガスの値上がり分が大きいと、各校長に節電に努力するようお願いをしていると。学校では、実際に使用していない教室の消灯なども子供たちにしつけをして、また、これからはデータを収集して検証していきたいという答弁がありました。

それから、27ページの10款4項7目勤労青少年ホーム耐震化改修工事1億4,000万円についてであります。耐震度と工期はどのようになっているかという質問がございました。工期は平成25年4月から8月中旬までの予定である。耐震度は、IS値で0.75以上にする。現在、1階は0.63、2階は0.578、3階と4階は基準値の0.75以上であるという答弁がございました。

なお、工事中は全館閉館にするということでもあります。

市民福祉部関係では、18ページ、2款7項3目防犯灯対策費350万円がありますが、電気料、基本料金のアップもあると思うが、明るくなくても点いている防犯灯もあった。定期点検を行い、修理すれば費用削減効果があるのではないか、それからまた、器具の落下や腐食による事故等を考えた場合、定期点検は必要と思うがどうかという質問に対して、定期点検は現在行っていない。住民の方々から報告を受けて、その都度修理をしている。電気料については定額なので変わりません。現在、約4,650灯設置していると。危険な場所もあるので定期点検については今後検討していきたいという答弁がございました。

18ページの3款1項3目障害者福祉費5,295万8,000円について、これも該当者、または延べ人数はどれくらいいますかという質問に対して、今年上半期で304人ですが、1人で複数のサービスを受けていることもあるので、計画支援給付金の対象者が約150名おると。実数字は150名ぐらいだと思われるという答弁がございました。

それから、障害者福祉サービスの利用者の動向についてはどうかという質問に対して、身体障害

者は減少傾向にありますと。それから、知的障害者は横ばいであるが、児童の割合が増えている。また、精神障害者のほうは増えているということです。高齢者の方は介護保険が優先するために、サービス利用の伸びは今、見られないという答弁がございました。

それから、3款1項5目の既存施設のスプリンクラーの整備補助金212万4,000円について、建物を建てる時の設置要綱はないのかという質問に対して、スプリンクラー設置の義務はもともとなかったが、平成18年1月、長崎でグループホーム火災があり多数の死亡者が出たと。その後、平成21年4月から整備するよう義務づけられましたということです。それまでに建てられたグループホームには市が補助していると。グループホーム5ヵ所ありますが、今回ですべて整備されるということでございます。以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設小委員長（市川雄次君） 改めて、おはようございます。

それでは、一般会計予算特別委員会産業建設小委員会に付託されました議案第117号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、産業建設部及び農業委員会に関する事項の内容について、これについては全員の賛成により可決しております。

それでは、議案の主な内容の一部を報告させていただきます。

歳入です。

15款2項4目1節農業費補助金の中の雇用人材活用型法人等施設整備事業補助金についてですけれども、これは雇用就農者向け就農準備トレーニング用施設等を導入しようとする農業法人等に対し、県が3分の1の範囲内で補助金を支出するものです。今回のこの事業については、株式会社ほつと奈曾のトラクター等の購入に対し支払われるものだという事です。

歳出です。

6款1項7目23節償還金利子及び割引料についてですが、そのうちの中山間地域等直接支払交付金返還金についてです。本会議の提案理由の説明の中でも、本来、農振地域内の農用地に対して支払われるものが農振地域内の非農用地に支払われていたので、今回返還しなければならなくなったとの説明がありましたけれども、その詳細な内容をもう少し具体的にお知らせくださいとの質問がありました。これに対して、農地所有者が何らかの理由で農振地域内の土地の一部を除外していたのに、現状が田んぼであったということから対象にしてしまっていたために起きたことです。今回このことは、県内他市で最初発覚し、返納するように指示されたのを受けて、にかほ市でも独自に一筆ずつ調査をし、同様のことが判明した箇所について、今回さかのぼって自主返納しようとするものだという事です、という答弁を受けております。

続いて、7款2項1目13節委託料、観光施設人材育成事業委託料（緊急雇用）についてです。観光協会に委託している事業の平成25年度での継続に伴いできるすき間の1ヵ月分（3月分）の補正ですけれども、これに対して本会議での議案質疑にもありましたが、観光窓口業務に当たる人の研修はどうなっているのかということが再度質問されました。これに対しては、外部の研修を受けることはできませんでしたが、観光協会が行っているマナー研修等を行いましたと。また、雇用の継続についてもあわせて答弁をいただき、実際はかなりレベルアップしている方もおるので、全員は無理だとしても、できるだけ継続して雇用していきたいとの説明を受けております。

8款4項2目15節工事請負費、勢至公園水辺環境整備工事についてです。具体的にどのような工事なのかという質問がされております。これに対しては、観音瀉の大きな池の水を西側のほうにある小さな池に排水するための区間21メートルを、旧国道の下3.5メートル下に通す工事であるとの説明を受けております。

8款5項1目11節需用費、修繕料に関して、今後の公営住宅の需要と供給から今後の公営住宅政策のあり方についての質問がなされております。これに対しては、まず基本計画にもあるように、平成25年度以降は新しいものを建てるのではなく、長寿命化を図りながら今あるものを活用していきたいとの答弁がなされております。以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第98号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及び承認について（専決第7号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第98号に対する討論を終わります。

次に、議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第98号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）に対する総務小委員長の報告は、承認です。議案第98号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第98号平成24年度に

かほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）は、小委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 117 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第 117 号に対する討論を終わります。

次に、議案第 117 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 117 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）について、各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第 117 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第 117 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）については、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 29 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前10時36分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第98号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）から日程第23、議案第120号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの議案23件、日程第24、陳情第8号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情から日程第31、陳情第15号最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情までの陳情8件、計31件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務常任委員長（加藤照美君） それでは、去る12月13日、当委員会に付託されました議案第99号にかほ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について、議案第100号にかほ市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決しております。

次に、陳情第8号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情、陳情第9号消費税増税に関する意見書の提出について、陳情第15号最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情については、いずれも賛成多数で採択となりました。

審査の内容について報告いたします。

議案第99号につきましては、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、防災会議の事務と組織についての見直しに関する事項が新たに条例に定めることになったことからの提案であります。

委員からは、今回の改正は震災の影響なのか、震災を契機とした義務的な改正なのかの問いに対しては、震災もありますが実務的な中で災害応急対策の段階で災害対策本部において一元的に事務を行うことが効果的であるとのことで改正に至っているとの答弁をいただいております。

これについては、国から県を通じて通達があり、準則的なものがあり、市の条例を改正するものであるとの答弁をいただいております。

次に、議案第100号につきましても災害対策基本法の一部改正であります。内容につきましては、県及び市の災害対策本部に関する規定が同一で定められていましたが、今回の改正では市の災害対策本部に関する規定を県と切り離して新たに規定が定められたことに伴い、条例の条文を改める内容であります。

委員からは、地域防災については、地域の事情に精通したいろんな分野の人を委員に選任すべきでないかとの問いについては、それぞれの地域事情に応じて仕分けできるようにということで、災害対策本部の条項も都道府県の部分から外れて市町村の災害対策本部ということで細かに分かれたので、市町村においてもそれに応じたようにきめ細かな対応ができるよう努力したいとの答弁をいただいております。

陳情第8号については、秋田県知事や市長においても安全性が確立されていないものについては、飛行は認められないという趣旨の発言をしておりますし、市民の安心・安全を守るために、この陳情に対しては採択するべきであるとの意見と、この陳情に対して特段反対ではないのですが意見書の案文そのものが果たして適切なのかということで意見書案がそのままということに対しては幾つかの部分は適切でないだろうという箇所もあり、よってこの案文をそのまま採択することについては反対の意見もありましたが、賛成多数で採択となっております。

次に、陳情第9号について、消費税増税に関しては市民感覚として税が上がるということについては抵抗があるだろうということで、若い人たちの所得では結婚できないとか働く場所もないとか、いざ働くところを見つけたとしても非正規職員とかで、若い人が希望を持っていないような今の税制でするので、この陳情に対しては採択するべきであるという意見と、このたびの国政選挙で国民の審判が下され、消費税については段階的に上げるべきだという主張が通って国民の審判が下され、秋田県においても同様にそれを訴えた方々が全員当選されているので、この陳情に対しては不採択にするべきであるとの意見もありましたが、賛成多数で採択となっております。

次に、陳情第15号について、年金から介護保険料、あるいは後期高齢者医療費など天引きされると年金だけでは生活できないという実態はあるようですので、消費税によらない財源を求めるような最低保障年金制度の創設というのは必要だろうということで賛成との意見と、国が抱えている借金等を考えた場合、消費税は社会保障を充実させるために段階的に上げなければいけないという自民党、民主党、公明党の三党合意もあり、そしてまたそれを主張した政党が国民の審判を得て当選されていますので、この陳情に対しては反対であるとの意見もありましたが、賛成多数で採択となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤修市君） それでは、12月13日に付託になりました案件について審査を終了しましたので報告いたします。

初めに、議案第101号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定について、議案第102号にかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定について、議案第103号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第116号にかほ市が保育を実施する児童に秋田市立保育所を使用させることに関する協議について、議案第118号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第119号平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、以上、全員の賛成で可決に至っております。

それから、陳情第10号安全・安心の医療・介護実現のため夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、陳情第11号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書、陳情第12号「教育無償化」の前進をもとめる陳情書、陳情第13号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書、以上、全員の賛成で採択となっております。

陳情第14号国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書、賛成少数で不採択という結果となっております。

審査の主な内容を報告いたします。

議案第101号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてであります。公民館の使用状況はどうかと、それから、料金等に不満はないか、それから、有料・無料の違いは何かという質問に対して、使用状況は1時間から2時間の利用者が大半であると。ただ、前年度の実績では最長7時間の使用がありましたと。年間の有料使用件数は101件、有料・無料を含め大広間が297回、松の間が106回の利用があったということです。それから、また、有料・無料の違いは、社会教育団体、体育協会の団体、公共団体は無料だということです。申請書があるわけですが、その減免の申請をして無料になります。その他は有料ですという答弁がございました。

今回、改修工事に伴う料金改定ということであるが、市内には三つの公民館があり、公民館条例は一本になっていると。料金改定に当たり、3公民館の統一は考えなかったかという質問がありました。これに対して、3公民館の料金統一は、合併当時からいろいろ議論されてきたが統一されていなかったと。平成23年度に統一案を作成したが、公民館以外の施設もあるということで、これを合わせて統一するということになり、現在プロジェクトチームで検討中であると、こういう答弁がございました。

議案第102号にかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定について、図書館協議会の委員に学校長4名がおりますが、学校との連携はどのようになっているかという質問がございました。図書館協議会が年2回行われていると。校長会から3校の校長を選出してもらい、仁賀保高校からも選出していただいていると。各学校からの情報をもとに図書館運営に反映しているという答弁がございました。

議案第103号にかほ市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、現在、廃棄物処理に関する技術士は資格を取ってからどのぐらいの年数、経験を有しているかという質問がございました。現在、伊東班長が資格を持っていると。廃棄物の処理の職務に10年以上従事した者という規定にも該当しております。また、国の機関の技術管理講習会も修了しており、要件を満たした技術者1名ということになっております。

それから、各陳情に対してのいろいろ答弁がございました。その中で主なものとしてですね、陳情第14号の国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書と、これにはいろいろと議論がございました。

この陳情書の要件の中に3項目ございまして、一つ目は生活保護の老齢加算を復活することと、それから二つ目は生活保護基準の引き下げをしないことと、三つ目は生活保護費の国庫負担を現在75%から全額国庫負担すること。

この陳情の内容に関しては、2項・3項は願意妥当だというふうに判断しますが、1項については70歳以上で国民年金で生活する人よりも現在有利であると。さらに老齢加算を上乗せすれば、生活保護を受けながら優雅な生活というのはちょっと語弊がありますが、非常に楽な生活ができることになる。さらには、年金生活者の必要経費は自己負担であるが、生活保護者は補助対象になると。そのような状況を加味すれば、1、2、3をひっくるめた範囲では賛成の討論もございました。それから、不採択の討論もございました。結果的には不採択ということで決しております。

主な内容に関しては以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 一つだけお聞きしたいのですが、国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書の討論の中で、国民年金の受給者、それよりも生活保護の基準を上げること、特に老齢加算について論議されたようですけども、国民年金生活者が例えば月6万6,000円ですと。そのほかに、例えば生活保護を受けられる条件もあるわけですね。その他の収入がなければ。そういうことについては論議の中で出なかったんですか。単純に国民年金生活者よりも生活保護受給者のほうが多くもらっていると。したがって、老齢加算についてはだめですよと、そういうふうにして今の報告の中で受けとったんですけども、そのあたりについては生活保護の受給者の現状というか、いわゆるどういう場合に受給できるか、そういうものについての話は出なかったんですか。

●議長（佐藤文昭君） 齋藤教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（齋藤修市君） この件に関してはですね、いろいろ議論がございました。特に70歳以上の高齢者といいますか、その——多分この——この陳情の対象になるのは老齢加算ですから70歳以上ということですが、基準はいろいろあるそうです、加算の基準は。例えば障害者基準であるとか妊婦基準であるとか、いろんな基準があると。だから、一概にこれが全てだめだということじゃなくてですね、この1番目の老齢加算というものに対しては、やはりそういう比較をしていくと差別があるんじゃないのかと。大体の基準値、細かくは分かりませんが、年間大体80万円ぐらい、何ら計算では大体——参考意見として市民福祉部長の話を聞けばですね、大体80万円ぐらいだと。それは年金の生活者も、それから、生活保護者も、大体それぐらいの金額になると、こういうことで、いろんなその条件によっては異なることがあるのかもしれないですけども、現在ではその老齢加算、金額、約1万5,000円ぐらいというふうな話をしていましたが、逆転するという現象が生じると、こういうことのように。ですから、賛成の部門もあれば反対の人もいましたと、こういう議論の結果です。以上です。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設常任委員長（市川雄次君） では、私のほうから産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきますと思います。

当委員会に付託されました議案第 104 号にかほ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 105 号にかほ市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定について、議案第 106 号にかほ市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について、議案第 107 号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第 108 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、議案第 109 号にかほ市市営住宅の整備基準を定める条例制定について、議案第 110 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第 111 号にかほ市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について、議案第 112 号にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について、議案第 113 号あらたに生じた土地の確認について、議案第 114 号字の区域の変更について、議案第 115 号損害賠償の額を定めることについて、議案第 120 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、以上 13 件については、全員の賛成により可決しております。

では、議案審査の主な内容の一部を報告させていただきます。

初めに、議案第 105 号についてですが、これは他の議案と同様ですが、地域主権改革一括法の施行により、それまで施行令等、条例等で定められていた基準が市条例に委任されたことによる条例制定です。

なお、ここで言う市道ということについては、一級及び二級を原則として考えておるといふ当局の答弁です。

なお、数値基準について、具体的な数値基準については平成 25 年 4 月 1 日の施行日までに規則で定めているという予定のようです。

議案第 106 号について、この条例は地区計画案を作成するための手続を定めた条例です。地区計画は 0.5 ヘクタール以上で所有者など関係者の 3 分の 2 以上の同意があれば都市計画内で、より住民の意向を反映させるための地区計画を作成することができますという作成手続をあらわすための条例であり、この条例により地区住民の意見を正式に受け入れるための受け皿ができあがるということの説明を受けております。

議案第 111 号についてですが、この制定理由は提案理由にあったとおりです。減債基金を積み立てることができる条項になったということですが、実際のところどうなりますかという質問ですが、水道事業については減債基金を積み立てていく予定ですが、ガス事業については減債基金の積み立ては難しいという答弁がありました。

議案第 112 号について、これも他の条例制定と同じですが、施行令の条例委任に基づく条例制定です。これについて、現在、市の資格者の人数についてはどの質問に対して、実務経験に該当する水道班 5 名のうち 10 年を満たしているのは 2 名のみですので、実務経験 10 年を満たしているのは今 5 名のうちの 2 名ですという答弁をもらっております。

続いて、議案第 113 号及び議案第 114 号です。これについては、平成 24 年 10 月に公有水面の埋め立て認可を受けたことにより確認をするためのものですが、現在、船揚げ場として使用されております。委員からは、この場所の一部に陥没及び隆起の箇所があるが、この修繕は市に移管するかどうか、あるいは今後の管理はどうなっているのかというような質問がなされております。これに対し、県で既に修繕する予定となっていると。今、予算措置をするところだと。これは県有地であるので、今後も場所については県が管理するという予定ですというお話をいただいております。

議案第 115 号損害賠償の額を定めることについてですが、事故の詳細や賠償額、賠償割合については本会議での説明であったとおりで。この議案については、奥山議員から議案質疑通告書が出ておりますので、その質問内容と、それに対する答弁を朗読させていただきたいと思います。

質問ですが、市の説明では樹木の調査をし、必要となれば管理も考えているということであったが、どのような機関に調査発注するのか、その調査方法はどのような方法で行うのかというものです。これに対して、初めに、樹木の調査と管理についてですが、桜の木については桜樹生改善業務を三崎公園、観音潟、仁賀保公園の 3 ヶ所及び栗山公園、竹島潟の 2 ヶ所をそれぞれグループ分けして隔年で実施しております。発注は指名競争入札による造園の格付業者となっております。調査方法については、目視により一本一本について番号を付し、カルテ化し、剪定作業の難易度の調査を行った後に生育状況の調査を行っています。その調査結果をもとに施肥作業、病虫害防除作業、下枝、蔦、ヒコバエの除去は全樹木を対象としております。また、市道が通っている箇所については、状況に応じ、支障となる枝等の伐採も行っています、という答弁です。

この答弁に引き続き、委員から、ランクづけの仕方と今回の倒れた木はどのようなランクにあったのかとの質問がありました。これに対し、今回の木は A から E 及び伐採でしたかな —— の 6 段階のうちの D ランクにありました。すぐに伐採しなければならないというランクにはありませんでした。しかし、今回の件から今後の調査のあり方について、さらに再検討したいとの答弁を受けております。

議案第 120 号、これについては国の補助金の確定と事業費確定による減額が主なものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16 番伊藤知一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16 番伊藤知君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 12 月 13 日付託の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第 98 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）、全員の賛成により承認と決しております。

議案第 117 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）については、全員の賛成により可決と決しております。

以上、報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第 98 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告とその承認について（専決第 7 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 98 号の討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 98 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 99 号にかほ市防災会議条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 99 号の討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 99 号にかほ市防災会議条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号にかほ市災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 100 号の討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 100 号にかほ市災害対策本部条例の一部を改

正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 101 号の討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 101 号にかほ市公民館条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号にかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 102 号の討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 102 号にかほ市図書館条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 103 号の討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 103 号にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号にかほ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 104 号の討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 104 号にかほ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号にかほ市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 105 号の討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 105 号にかほ市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号にかほ市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 106 号の討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 106 号にかほ市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 107 号の討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 107 号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 108 号の討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 108 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号にかほ市市営住宅の整備基準を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 109 号の討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 109 号にかほ市市営住宅の整備基準を定める条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 110 号の討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 110 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号にかほ市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 111 号の討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 111 号にかほ市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 112 号の討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 112 号にかほ市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 113 号の討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 113 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 114 号字の区域の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 114 号の討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 114 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 115 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 115 号の討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 115 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号にかほ市が保育を実施する児童に秋田市立保育所を使用させることに関する協議についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 116 号の討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本

案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 116 号にかほ市が保育を実施する児童に秋田市立保育所を使用させることに関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 117 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 117 号の討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 117 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 7 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 118 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 118 号の討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 118 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 119 号平成 24 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 119 号の討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 119 号平成 24 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 120 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 120 号の討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 120 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

所用のため、35 分まで休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休 憩

午前 11 時 35 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第 8 号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第 8 号の討論を終わります。

これから陳情第 8 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第 8 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。陳情第 8 号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 9 号消費税増税に関する意見書の提出についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。8 番佐々木正明議員。

【8 番（佐々木正明君）登壇】

●8 番（佐々木正明君） 陳情第 9 号の消費税増税に関する意見書の提出について、反対討論します。

委員会でも反対しましたが、日本の国にお金がなく、約 800 兆円を超える国の借金を抱える中で、国会で何年にもわたり議論して、野田政権のもとで、さきの通常国会で消費税について民主、自民、公明の三党が合意して税率 10%への段階的引き上げと低所得者対策、いわゆる生活弱者に配慮した実施を明確にした法案が可決され、日本維新の会は税率 11%と地方税化を盛り込んだ政策を打ち立てて今回の衆議院の解散総選挙に臨みました。国民の審判は、景気対策、強い日本を訴えた自民・公明が大勝利をいたしました。日本維新の会も大躍進しました。秋田県においても自民党候補が全員当選され、日本維新の会の地元候補も当選されました。残念ながら消費税について絶対反対を訴えた政党の主張は通りませんでした。

陳情の中に利益を上げている大企業からもっと法人税を増税して社会保障の財源にとの文言もあるようですが、日本の企業に対する法人税は先進国の中では最も高いほうだと、だから賃金が安く

て法人税の安い後進国へ海外進出しているのだと、ある社長さん方からお話も伺いました。

誰でもお金を出すのは嫌で、一円でも安いものを買いたいと思いますが、財源がないのに、財源の根拠もなく、あれはだめだ、これもあれもしてほしいではいけないと思います。次世代の私たちの子供や孫たちのためにも、国会で決めたことでもあり、国民の審判も下ったことでありますし、意見書の送付相手の総理大臣も26日でかわり、担当大臣の方々も落選され、おられなくなっておりますし、消費税についてはデフレの中では上げないと言われております。景気をよくして段階的にと約束されておりますので、これから国会で決めるたびに反対していくのはどうかと思います。

隣の由利本荘市議会でも不採択にしたと伺っております。私たちの子供や孫たちに、将来にわたって重い負担をかけないためにも、ある程度の税の負担は仕方なく、消費税1%上げれば2兆円の財源確保になるそうなので、財源がなくして社会保障や生活弱者への救済などの対応もできませんので、消費税に対する陳情第9号に反対し、反対討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。14番竹内賢議員。

【14番（竹内賢君）登壇】

●14番（竹内賢君） 陳情に賛成の立場で数点を申し上げたいと思います。

一つ目は、この消費税を引き上げる法律の際には、社会保障と一体改革と言いました。これが基本なんです。ところが、今回の法律が制定した経過の中では、社会保障と一体と言いながら社会保障をどういうふうにして改善をしていくかということの一つも出ていません。これは法律を制定するに当たっての大きな欠陥だと思います。

二つ目です。二つ目は税制の全体を見ながら将来の日本のあり方について考えなければならないのに、今回の場合は消費税の増税だけです。この消費税そのものは、皆さん御承知のように逆進性の高い税制であります。お金持ちも低所得者の方も、特に生活をカリカリに生活している人方にとっては極めて厳しい税制改革だと思います。10%になった場合に、ある調査によりますと、生活費に、いわゆる収入に占める割合が、250万円以下の人では4.7%、そして1,500万円の人は1.72%、安くというか収入に比較してパーセントが小さくなると、こういうことで生活が成り立つのか、私はやはり富裕者がもっと、あるいは企業が250兆円とか、あるいは260兆円というふうのためにため込んできたそういうお金を出すべきだと思います。フランスやドイツやイタリアやデンマーク、アメリカでは、私たちは金持ちなのでもう少し税負担を高くしてくれと、こういうふうにして言っているわけですよ。ところが日本の富裕者でそういう人を私は聞いたことありません。そういう一方的に低所得者の皆さんに過酷な税を納めさせるような今の内容については、私は反対せざるを得ません。したがって、この陳情は、やはり賛成することになると私は思います。そういう意味で、簡単に二つだけの例を述べて、今の税制全体を考えた将来の日本のあり方を考えた場合は、この消費税の引き上げについては反対ですし、陳情に賛成をします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、陳情第9号消費税増税に関する意見書の提出については、不採択と決定しました。

次に、陳情第10号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第10号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第11号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第12号「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第13号の討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第13号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） 陳情第14号国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書について、採択するように賛成討論を行います。

委員長の報告にもありましたけれども、これは三つの項目があるんです。そのうちの1番目と2番目について討論したいというふうに思います。

1番目は、生活保護の老齢加算を復活するということについてです。この老齢加算は昭和60年4月に設けられたんですが、その理由というのが高齢者は消化吸収がよい良質な食品、暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮が必要だと。そして、近隣や知人、親類等への訪問や墓参など社会的費用が他の年齢層に比べて余分に必要だとされて40年以上も続いてきたんです。しかし、小泉構造改革に基づく社会保障費削減路線の中で、2004年から2006年度にかけて段階的に廃止されたものです。廃止については、厚生労働省の生活保護制度のあり方に関する専門委員会では、70歳以上の人を60歳から69歳の人と比べても老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないなどとする中間取りまとめを公表しました。これを受けて政府は廃止をしたものです。

しかし皆さん、原発の安全神話と同様、専門委員会、特に政府から依頼された専門委員会などは、政府の意向を受けての答申をしていくということは明らかではないかというふうに思います。

実は、これとほぼ同時に母子加算というのも2005年度から段階的に減らされ、2009年度からゼロになったんです。しかし、母子加算のほうは反対の声が大きく、廃止した同じ年の12月から復活されたのです。老齢加算廃止については、復活を求めて幾つも裁判となっており、ほとんどが訴え

たほうが敗れております。しかし、一部は勝訴していると、こういう状態です。

そこで、日本弁護士会では、母子加算と同様に老齢加算を速やかに復活させるようにと会長が談話を発表しています。

次に、生活保護基準の引き下げをしないことという項目もありますが、これについてですが、自民党が基礎年金額とのバランスなどの口実で生活保護費の10%引き下げを求め、これを受けた形で生活保護基準の引き下げをしようとしています。しかし、基礎年金が高齢者の生活水準を維持するものとは言えない金額です。実際、厚生労働省は単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準のモデルを示しています。そのモデルによると、基礎年金は約6万5,000円、厚生年金に40年加入した場合、厚生年金が10万166円で年金の合計が16万5,907円としています。これは厚生労働省のモデルです。そして単身65歳以上の仕事のない人の家計支出は14万6,264円としています。基礎年金6万5,741円では生活できないということを示しているのです。その基礎年金より生活保護費が高いといって低いほうに合わせるのは、貧困の拡大以外の何者でもないというふうに思います。生活保護基準の引き下げというのは、生活保護を受けている世帯や家族だけでなく、最低賃金や年金、就学援助、保育料、税や社会保障の負担などに連動するもので、国民全体に影響し、マイナスのスパイラルに陥ることになります。さまざまな制限が課されることで、日本では生活保護は受けたくない、受けたくても受けられないというような制度になっているのが現状です。そのため、日本では所得が生活保護基準を下回る705万世帯のうち、生活保護を受けている世帯の割合、これは補足率と言っているのですが、厚生労働省の2007年の公表でも15%という低さです。保護を受けている世帯の周りに同じくらい貧困か、もっと苦しいのに保護を受けていない世帯が7倍近くあります。そういう状況では、あいつらは楽しているという感覚が生まれるのは当然です。支給しにくくすることで国民が分断され、バッシングを生む状況をつくっていると言っている大学教授もいます。

イギリスでは、生活保護世帯に限らず医療は全員無料、低所得者は大学教育も無料です。フランスでは、学費は大学まで全員無料、医療も18歳までは全員無料で、低所得者は18歳以上でも無料です。その上にイギリスでは4世帯に1世帯、人口の19%が公的扶助を受け、先ほど言った補足率は87%、フランスは人口の13.8%、9割近いホソク率です。日本では2012年3月の受給者が210万人を超え、過去最多と騒がれていますが、人口の1.65%にすぎません。イギリスでは、日本とは逆に保護の適用漏れが問題にされ、政府は補足率をほぼ毎年公表しています。憲法第25条を取り上げるまでもなく、イギリス、フランスの社会保障に少しでも近づけていくというのが政治の仕事ではないかというふうに思います。

3項目目は省略をして、この陳情は採択をすべきじゃないかというふうに考えて討論といたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで陳情第14号の討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この採決は原案についてお諮りします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、陳情第14号国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第15号最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。8番佐々木正明議員。

【8番（佐々木正明君）登壇】

●8番（佐々木正明君） 陳情第15号の最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情については、陳情第9号と同じ理由で反対です。

最低保障年金と消費税は一体のものでありますので、消費税だけ切り離してできないものと専門家からも御意見を伺っております。財源なくしての最低保障年金制度は、あり得ないとのことですし、生活弱者への救済補償制度をつくり維持するためにも、財源である消費税と別の財源と言われても、国に800兆円を超える借金がある中でできないものです。できない陳情に対しては容認できないので、陳情第15号に対して反対して、反対討論といたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで陳情第15号の討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、陳情第15号最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情は、不採択することに決定しました。

日程第32、議提第10号地域経済活性化と雇用対策強化の為の地方財政の充実を求める意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第10号について、14番竹内賢議員の説明を求めます。14番竹内賢議員。

【14 番（竹内賢君）登壇】

●14 番（竹内賢君） お手元に意見書の内容が配付されていますので、ごく簡単に申し上げたいと思います。

平成 24 年度の地方財政計画では 17.5 兆円の地方交付税が計画をされて、今、実施されております。ちなみに、平成 23 年度は 56 億 7,745 万 6,000 円がかほ市に交付されました。平成 24 年度は、当初予算では 51 億円でしたけれども、補正増額されまして現在は 54 億 9,802 万 4,000 円の交付額になっております。それで、にかほ市としては、厳しい財政の中でも市民の福祉のために懸命に頑張っているところであります。他の市町村においても、あるいは県においてもそのとおりであります。

今回求められる意見書の内容は、2013 年度も現在行われている最低でも 17.5 兆円の地方交付税を求めるといふふうになっております。そういうことで、皆さんから御理解をいただいて——、一つ目は 2013 年度地方財政計画の作成に当たっては、医療、介護、子育て支援分野の人材確保など少子高齢化に対応した施策の充実、農林水産業の振興、あるいはクリーンエネルギーの普及を初めとして環境対策の推進など、今後増大する財政需要を的確に捉え、少なくとも今年度の地方財政計画の規模を下回ることがないようにするということが一つの内容であります。

二つ目は、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再配分機能の強化、国税 5 税にかかわる地方交付税の法定率の改善、基準財政需要額の算定における社会保障分野の単位費用の改善など、地方財政の充実強化を図るための抜本的な対策を進めていただきたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出。

提出先ですが、現在まだ——現在の閣僚、あるいは議長に出すことになっておりますので、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長平田健二様、内閣総理大臣野田佳彦様、総務大臣樽床伸二様、財務大臣城島光力様——まだ直さなくても、今日現在まだ大臣になってますから——そういうことで意見書を提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

提出者、にかほ市議会議員竹内賢。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、にかほ市議会議員村上次郎、にかほ市議会議員菊地衛、にかほ市議会議員奥山収三、にかほ市議会議員齋藤修市、にかほ市議会議員佐々木弘志。

地域経済活性化と雇用対策強化の為の地方財政の充実を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 24 年 12 月 18 日提出。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第 10 号についての質疑を行います。質疑ありませんか。8 番佐々木正明議員。

●8 番（佐々木正明君） 大変結構なことです。議提ですので、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣と総務大臣、財務大臣とありますので、これは新しくその 26 日以後に選出された方の名前で提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14 番（竹内賢君） 法律的に言うと、私はやはり現在の内閣に出すべきものだと思います。今日

が決議をしていただく内容ですから、26日以降にというようなそういう文言は入れることとか、あるいはそういうものはふさわしくないと思います。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第10号の質疑を終わります。

これから議提第10号の討論・採決を行います。

初めに、議提第10号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

次に、議提第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第10号地域経済活性化と雇用対策強化の為の地方財政の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議提第11号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び日程第34、議提第12号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第11号及び議提第12号について、17番佐藤元議員の説明を求めます。17番佐藤元議員。

【17番（佐藤元君）登壇】

●17番（佐藤元君） それでは、議提第11号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年12月18日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員佐藤元。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく池田甚一、同じく鈴木敏男、同じく竹内睦夫、同じく村上次郎、同じく齋藤修市。

関連していますので議提第12号も一緒に読み上げます。

議提第12号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年12月18日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員佐藤元。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく池田甚一、同じく鈴木敏男、同じく竹内睦夫、同じく村上次郎、同じく齋藤修市。

なお、この議提第11号、議提第12号についての説明をちょっといたしますが、この今回の条例改正は、地方自治法改正によるものであります。

改正の内容につきましては、事務連絡の資料で示したとおりであります。附則について若干説

明をいたします。

この2条例に関する改正は、平成24年9月5日に公布されております。しかし、政令で定める施行期日が公布後6ヵ月以内とされていますが、その期日がまだ示されておりません。そのために、本市議会でも条例の施行期日を、その政令で定める施行期日にあわせるため、附則をこのような表現としたものであります。

詳しくは12月11日に全員協議会で説明済みですので、委員会条例、議会基本条例とも、これで説明はよろしいかと思えます。以上。

——訂正いたします。私、提出日を「20日」と申しましたが、議提第11号、議提第12号、それぞれを「12月18日」といたします。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） 議提第11号及び議提第12号については、にかほ市議会申し合わせにより質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、議提第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議提第11号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議提第12号にかほ市議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第35、議提第13号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書及び日程第36、議提第14号消費税増税の中止を求める意見書並びに日程第41、議提第19号最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める意見書の3件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第13及び議提第14号並びに議提第19号について、15番加藤照美議員の説明を求めます。

【「議長、議事進行」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後0時17分 休 憩

午後0時17分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

15番加藤照美議員の説明を求めます。

【15番（加藤照美君）登壇】

●15 番（加藤照美君） それでは、議提第 13 号です。

オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 12 月 18 日提出

にかほ市議会議長様

提出者は、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく佐々木正明、同じく竹内賢、同じく菊地衛。

内容については、御一読してほしいと思います。

提出先は、内閣総理大臣様ということでございます。

それから、議提第 14 号消費税増税の中止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 12 月 18 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく竹内賢、同じく菊地衛。

これについても、内容については御一読ください。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣であります。

次に、議提第 19 号です。最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 12 月 18 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく竹内賢、同じく菊地衛でございます。

これについても、内容については御一読してほしいと思います。

提出者は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第 13 号及び議提第 14 号並びに議提第 19 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第 13 号及び議提第 14 号並びに議提第 19 号の質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議提第 13 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 13 号の討論を終わります。

これから議提第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議提第 13 号オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 14 号の討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 14 号の討論を終わります。

これから議提第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。

【「議長」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後 0 時 22 分 休 憩

午後 0 時 24 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

これから議提第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。議提第 14 号消費税増税の中止を求める意見書は、否決されました。

次に、議提第 19 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 19 号の討論を終わります。

これから議提第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。議提第 19 号最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める意見書は、否決されました。

次に、日程第 37、議提第 15 号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書から日程第 40、議提第 18 号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書までの 4 件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 15 号から議提第 18 号までの 4 件について、18 番齋藤修市議員の説明を求めます。18 番齋藤修市議員。

【18 番（齋藤修市君）登壇】

●18 番（齋藤修市君） 議提第 15 号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 12 月 20 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員齋藤修市。賛成者、にかほ市議会議員伊東温子、同じく村上次郎、同じく飯尾明芳、同じく池田甚一、同じく伊藤知。

内容については、別紙のとおり御一読ください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 20 日

秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭

提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様、秋田県知事様。

議提第 16 号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平 24 年 12 月 20 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員齋藤修市。賛成者、にかほ市議会議員伊東温子、同じく村上次郎、同じく飯尾明芳、同じく池田甚一、同じく伊藤知。

内容は、別紙のとおり御一読ください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 20 日

秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭

意見書の提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様、秋田県知事様。

続いて、議提第 17 号「教育費無償化」の前進をもとめる意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平 24 年 12 月 20 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員齋藤修市。賛成者、にかほ市議会議員伊東温子、同じく村上次郎、同じく飯尾明芳、同じく池田甚一、同じく伊藤知。

内容は、記載のとおりでございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 20 日

秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭

提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、文部科学大臣様、財務大臣様、総務大臣様。

続きまして、議提第 18 号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平 24 年 12 月 20 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員齋藤修市。賛成者、にかほ市議会議員伊東温子、同じく村上次郎、同じく飯尾明芳、同じく池田甚一、同じく伊藤知。

「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書（案）のとおりでございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 20 日

秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭

提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、文部科学大臣様、財務大臣様、総務大臣様。

以上でございます。—— 内容については別紙のとおりです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから、議提第 15 号から議提第 18 号までの 4 件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第 15 号から議提第 18 号までの 4 件の質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議提第 15 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 15 号の討論を終わります。

これから議提第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第 15 号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 16 号の討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 16 号の討論を終わります。

これから議提第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第 16 号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 17 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 17 号の討論を終わります。

これから議提第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第 17 号「教育費無償化」の前進をもとめる意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 18 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 18 号の討論を終わります。

これから議提第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第 18 号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 42、議提第 20 号雇用対策調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議提第 20 号について 17 番佐藤元議員の説明を求めます。
17 番佐藤元議員。

【17 番（佐藤元君）登壇】

●17 番（佐藤元君） 議提第 20 号雇用対策調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 24 年 12 月 18 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員佐藤元。賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく池田甚一、同じく鈴木敏男、同じく竹内睦夫、同じく村上次郎、同じく齋藤修市。

雇用対策調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり雇用対策調査特別委員会を設置するものとする。

1. 名 称 雇用対策調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び委員会条例第 6 条
3. 目 的 地域の経済、雇用情勢・支援及び新規産業創出等による市内産業活性化等に関する調査・対策
4. 委員の定数 8 人
5. 調査権限 本議会は、3 に掲げる目的の調査を行うため地方自治法第 98 条第 1 項の権限を雇用対策調査特別委員会に委任する。
6. 審査期限 3 に掲げる目的の審査が終了するまでとし、また閉会中も審査を行うことができる。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） 議提第 20 号については、にかほ市議会申し合わせにより質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

17 番佐藤元議員外 6 人から提出されました雇用対策調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、佐藤元議員外 6 人から提出の雇用対策調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後 0 時 37 分 休 憩

午後 0 時 38 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって次のとおり選任します。

雇用対策調査特別委員会委員名簿、1 番村上次郎議員、日本共産党、2 番竹内睦夫議員、イッシン会、5 番鈴木敏男議員、市民クラブ、6 番宮崎信一議員、創明会、8 番佐々木正明議員、同好の会響、10 番市川雄次議員、政策研究クラブ、16 番伊藤知議員、副議長、17 番佐藤元議員、議会運営委員長、以上 8 人です。

雇用対策調査特別委員会は、ただいまのところ正・副委員長が欠けたときに該当しますので、本職において特別委員会を招集します。第 1 会議室において、正・副委員長を互選して報告願います。

50 分まで休憩いたします。

午後 0 時 40 分 休 憩

午後 0 時 47 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

雇用対策調査特別委員会の委員長には 1 番村上次郎議員、副委員長には 8 番佐々木正明議員を選任することに決定しました。

日程第 43、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第7回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでございました。

午後0時48分 閉 会
